

# KNC NETWORK NEWS

2016年2月20日 発行

気になる記事:住宅ローン低金利競争、三菱 UFJ 0.8%3メガ最低

日銀のマイナス金利政策を受け、銀行による住宅ローン金利の引き下げ競争が激しくなってきた。普通預金の金利は三菱東京 UFJ 銀が 19 日、0.02%から 0.001%に引き下げると発表した。



(有)北野財経システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島 7-1-26

オリエンタル新大阪ビル 707 号

TEL : 06-6304-7857・FAX : 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

経営一言:「わくわくしながら仕事しているんです。」77 歳にして新人職員。表情には若さがみなぎり、新天地でのスタートに心躍らせている。

(最高齢で採用の福島県職員・久保 眞介さん 77 歳)

一所长コメント:サミエル・ウルマンの「青春の詩」を思い出しました。「青春とは人生一時期のことではなく、心のあり方のことだ。人間は年齢(とし)を重ねた時、老いるのではない。理想をなくした時老いるのである。希望ある限り人間は若く、失望とともに老いるのである。(米国の詩人 サミエル・ウルマン氏)ー

## 法人の無償譲渡 《税務》

法人が資産を無償で譲渡したときは、資産がなくなったわけですから、企業会計上では資産の譲渡損失を計上します。しかし法人税法上では、有償無償を問わず、全て時価で取り引きされたものとみなして課税所得を計算するのが原則ですので、時価を益金の額に算入します。同時に、その金額を相手方に贈与したものととして、「寄付金」として処理します。低廉な価額で譲渡したときも、時価と売買価格との差額が寄付金になるのです。

譲渡先が法人の役員・使用人ならその人の対する給与所得となります。法人との雇用関係がなければ一時所得となり、無償譲渡を受け取った個人に所得税がかけられます。

## 客層の評価と向上策 《経営》

小売店や飲食店等の客層とは、一般には各店を利用しているお客様の特性、つまり年齢層・性別・職業・所得・住居形態・生活スタイル等の特徴を分析することによります。

ところが、客層と品揃えや価格帯のバランスに関して店格レベルの向上策を話題にすると、店主や店員から決まり文句が出てきます。「自店のお客様はマナーが悪くて困る。とても改善は無理」と。具体的に悪いマナーとは、「店内にゴミを捨てる」「商品を乱暴に扱う」「お客様同士が騒ぎながら回遊している」等を挙げます。このような例の原因を単刀直入に言えば、店主や店員の日頃の態度や行動にあると考えられます。すなわち、店舗の清掃や整理整頓が行き届いていないからお客様がゴミを捨てる、店員が商品を丁寧に扱わないからお客様も商品を大切にしない、店舗の雰囲気雑然として店員の身なりや言葉遣いが乱れているとお客様も大声で話したりする、と言えます。

このように店舗管理や接客態度等によって、お客様の行動も変わります。お客様のマナーレベル(店格決定の要素)を上げたければ、店舗管理や接客態度を改めなければなりません。清潔感あふれる快適な店内で、笑顔・ほめ言葉等を豊富にお客様が喜ぶ接客をすれば、お客様の心と店側の心がつながって自然に向上します。

## 個人事業と副業のそれぞれのメリット・デメリット 《税務》

個人事業として専業にすると、副業にするのとでは、それぞれメリット・デメリットがあります。収入額やライフスタイルを踏まえて、どちらの働き方が自分に合っているのかを判断する必要があります。

個人事業主のメリットは、青色申告者であれば年間最大 65 万円の課税所得控除を使えることが挙げられます。また、初期投資などで多額の出費があつて年間収支が赤字になれば最大 3 年間その損失を繰り越すことができます。

デメリットとしては、専業として利益を上げていくと、必ず確定申告をしなければならないという事務的な煩雑さが生まれることが挙げられます。

専業にせず、利益がそれほど増えないようないわゆる「副業」にとどめておけば、確定申告が不要になります。具体的には、1 年間の収支が 20 万円以下であれば確定申告は不要になります。

働き方によって収入や節税策が変わってきますので、事業の内容や関連要素を総合的に勘案して、個人事業主として事業するか、副業にとどめるかを選択しましょう。

## 国から補助金等を受けた会社その他の法人に関する寄附制限 《税務》

国(独立行政法人などを經由した間接補助金は対象外)から一定の補助金等の交付を受けた会社その他の法人は、その補助金の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をしてはなりません。

これは、国から補助金等を受けている会社その他の法人が、補助金等を受けているということにより国と特別な関係に立っており、その特別な関係を維持または強固にすることを目的とされる不明朗な寄附を防止しようとするものです。

但し、次の(1)から(3)までに該当する補助金等については、規定の趣旨に照らし、補助金等を受ける会社その他の法人を利するような性質のものではないため、この制限を受けません。

- (1) 試験研究、調査に係るもの
- (2) 災害復旧に係るもの
- (3) その他性質上利益を伴わないもの

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または [kaikei@kncc.co.jp](mailto:kaikei@kncc.co.jp)

までお寄せください。